

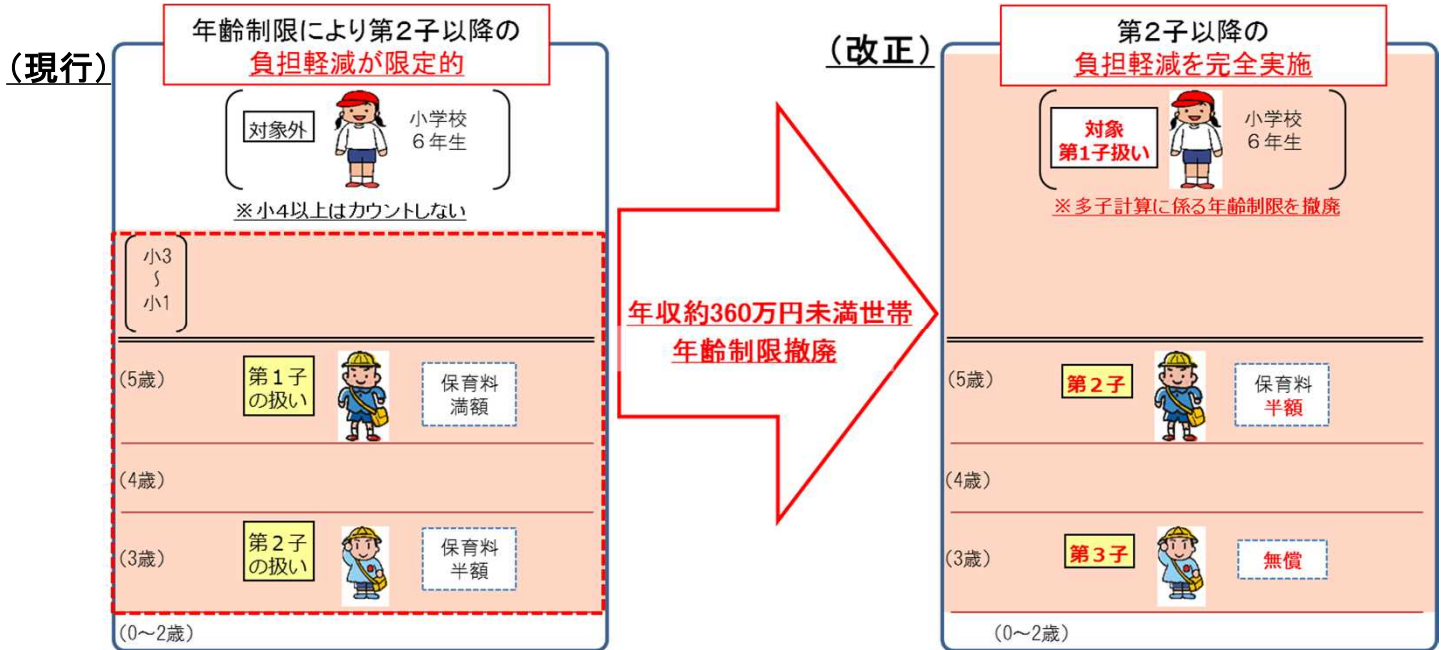
幼児教育の無償化に向けた取組について

平成27年12月24日
 教育課程部会
 幼児教育部会
 参考資料2

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

①多子世帯の保護者負担軽減 18億円（文部科学省計上分 14億円）

年収約360万円までの世帯について、現行では小学校3年生までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料の無償化を完全実施。



※第1子、第2子といった多子計算については小学生3年生を上限とし、小学生4年生以上はその計算の対象外。**兄弟が小学校4年生以上に進級すると第2子扱いが第1子扱いとなるなど負担軽減が限定的。**

②ひとり親世帯等の保護者負担軽減 4億円（文部科学省計上分 3億円）

市町村民税非課税世帯は保育料を無償化し、年収約270万円から約360万円までの世帯は第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する。

階層区分	現行		改正	優遇措置
		基準額 保護者負担額(月額)		
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円まで)	第1子	3,000円		0円(無償化)
	第2子	1,500円		0円(無償化)
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下。 (年収約360万円まで)	第1子	16,100円		7,550円(基準額から1,000円引き下げ、半額)
	第2子	8,050円		0円(無償化)

追加所要額合計: 22億円